

北名古屋市監査公表第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 5 年 12 月 26 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

国保医療課及び議事課

対象期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 27 日までの所管事務

実施期間 令和 5 年 9 月 29 日から令和 5 年 10 月 27 日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

国保医療課及び議事課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜国保医療課＞

主な所管事務は、国民健康保険、保健事業、老人保健、後期高齢者医療、福祉医療費、養育医療、国民年金、老齢福祉年金に関する事務である。

(1) 収入事務について

ア 国民健康保険税の減免について、申請書に所得減少理由が記載されていないものがあった。

イ 一般被保険者過年度返納金について、未返納者に対する催告の事務が一部未実施だった。

(2) 収入及び支出事務について

全般において、決裁を受けないままの事務処理が散見された。

意 見

(1) 返還金債権について、債務者と接触した内容等の記録が取られていないものや、徴収事務について決裁されていないものがあった。回収の実効性を高めるため、対応の記録を残し進捗管理を徹底されたい。

(2) 所管する事業の対象者や必要となる手続きについて、関係各課と協議するなど、適切に周知する方法を検討されたい。

<議事課>

主な所管事務は、議会議員の身分及び議員報酬等、議会議員共済会等議員互助、議会議員の公務災害補償等、議会に係る儀式及び交際、議長会等、議会の公印の管守、議会の文書の収受、発送及び保存、議会の予算及び会計、議会広報、議会事務局職員の任免、服务等、本会議、委員会及びその他の会議、議会に係る条例、規則等の制定及び改廃、議会議員提出議案、請願、陳情、決議、意見書等、議案の審議に必要な資料の調製、議会における選挙、公聴会、議員の調査研究及び視察研修、市政全般の調査及び情報の収集、議場その他議会関係室の管理、議会の傍聴、議会図書室の整備及び管理、会議録の調製及び保管、議会の庶務に関する事務である。

(1) 支出事務について

費用弁償及び普通旅費について、出張に要した費用の精算が規則に規定する期間内に行われていないものがあった。